調査においては、各地域で実施可能な簡単な方法を採用すると、多様な主体の参加を図りながら継続的に活動を実施することができます。

2　地域連携保全活動計画の内容

活動計画には、以下の事項を基本とし、その他地域連携保全活動の促進のために必要な事項を記載します。

⑴　区域

活動計画の区域は、必ずしも市町村の区域全体を対象とする必要はなく、活動の特性と目的に応じた適切な範囲を設定することが大切です。また、地域連携保全活動を促進すべき区域として、流域や山系、海域等それぞれの地域間における生態系のつながり等を踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた適切な範囲を設定することが望まれます。

このため、必要があるときは、複数の市町村にまたがる区域を設定し、それらの市町村が共同して活動計画を作成することができます。

⑵　目標

活動計画の目標は、各主体が一丸となり、目標の達成に向けてそれぞれの役割を十分に果たすことができ、かつ目標の達成状況について容易に確認することができるよう、具体的で分かりやすい内容とします。

また、地域連携保全活動の一層の促進を図るためには、目標に地域の活性化に関する観点を加えることや目標の達成状況を把握するための指標を設定する等、関係者の意識の高揚が図られるような工夫をすることも有効です。

⑶　活動の内容

それぞれの主体が活動計画の目標を達成するために行う活動の内容を記載します。その際には、作成する活動計画の実効性を高め、各主体が活動しやすい計画となるよう、実施主体や実施場所、実施時期、実施方法等を可能な限り具体的に記載します。また、実施主体がそれぞれ行う、活動の実施状況や成果を把握するための調査の実施方法等についても、併せて記載します。

ＮＰＯ等が行う地域連携保全活動を活動計画に記載しようとする際には、あらかじめ、当該ＮＰＯ等の同意を得ることが必要です。

自然公園法（昭和32年法律第161号）等の各法律の特例措置の対象となる活動を記載する際には、その他の事項として、活動実施場所の自然環境の状況等、各法律に基づく許可や届出等の際に必要とされる事項に準じたものを記載することが必要です。なお、この特例措置は、各法律の法目的に沿った地域連携保全活動の円滑な実施を図るためのものであるため、特例措置の対象となる各法律の許可や届出等を必要とする活動を含む活動計画を作成する際には、各法律の趣旨や目的を踏まえ、適切な内容とすることが必要です。

⑷　国又は都道府県との連携に関する事項

活動計画の目標の達成に向けて、活動計画に基づく地域連携保全活動と併せて行われることが望ましい国又は都道府県の取組等がある場合には、国又は都道府県と調整し、これらの取組等との連携の方法等について活動計画に記載することで、活動計画の実効性を高めることが有効です。

⑸　計画期間

計画期間は、活動計画の目標を達成するために必要な期間として、活動計画の目標の設定状況や地域連携保全活動の内容等を踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた適切な期間を設定します。

3　特例措置に係る手続及び他法令・計画等との調整等

⑴　自然公園法等の各法律の特例措置に係る協議

地域連携保全活動の円滑な実施を図るため、活動計画に基づく活動については、自然公園法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）の許可や届出等の一部を不要とする特例措置が設けられています。

そのため、市町村は、特例措置の対象となる各法律の許可や届出等を必要とする活動を含む計画を作成する際には、許可等の権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議等を行うことが必要です。この手続を行うことにより、活動計画に含まれる許可を要する行為が一括して処理されることが可能になります。

環境大臣又は都道府県知事は、当該協議があった場合には、各法律の法益の観点から、各種法令等で定められている許可基準等に則して、当該協議に係る地域連携保全活動の妥当性や当該活動に係る行為による支障の有無等を判断することになります。

⑵　市町村森林整備計画との適合

市町村は、地域連携保全活動の内容に森林法（昭和26年法律第249号）に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の区域における立木の伐採等森林の施業に係る事項が含まれる場合は、活動計画に、同法第10条の８で定める森林の所在場所、伐採面積、伐採方法等を記載するとともに、活動内容を市町村森林整備計画に適合させる必要があります。

活動計画と市町村森林整備計画との適合性を確保することにより、実施主体が活動計画に従って行う立木の伐採等の行為については、同条に基づく立木の伐採及び伐採後の造林の届出が不要となります。

⑶　特例措置の対象とならない法令の規制等及び特例措置に係る違反の取扱い

活動計画に基づく地域連携保全活動に、特例措置の対象となっていない法令の規制行為等が含まれる場合は、当該行為をしようとする者の、法令の規定に基づく個別の許可申請等が必要です。

また、特例措置の対象となる行為を行う地域連携保全活動について、環境大臣又は都道府県知事に活動計画の協議等を行った場合や、活動計画を市町村森林整備計画に適合させた場合であっても、活動計画に記載した実施場所及び実施方法と異なる行為を行った際には、自然公園法、都市緑地法、森林法等の個別の法律に基づく処分の対象となる可能性があることに注意が必要です。

第４章　農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

1　農林漁業に係る生産活動との調和

⑴　農林漁業と生物多様性

農林漁業は、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動が行われています。

里山林等の森林や草原、水田、水路、ため池、藻場、干潟等の適切な維持・管理等を通じて、その地域特有の野生動植物の生息・生育環境が形成される等、持続的な農林漁業の営みによって、地域の豊かな生物多様性が育まれています。

このように、農林漁業と生物多様性は、相互に密接に関わるとともに、恩恵を享受し合いながら成り立っています。

⑵　地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

⑴に示した農林漁業と生物多様性の関係を踏まえると、生物多様性とのつながりの中で持続的な農林漁業が営まれている里地里山・田園地域や沿岸域等では、より多くの地域連携保全活動が行われることが想定されます。また、各地の里地里山・田園地域等では、近年のシカやイノシシ、アライグマ等の鳥獣による農林業被害を受け、鳥獣被害の防止のための取組が進められています。このような地域においては、その地域における農林漁業や鳥獣被害防止に係る政策を踏まえるとともに、農林漁業者をはじめとする関係者や隣接地域との調整を図ることで、より一層効果的に地域連携保全活動を実施することができます。

このため、活動計画の作成及び当該計画に基づく地域連携保全活動の実施に当たっては、市町村森林整備計画や農業振興地域整備計画等の農林漁業に係る行政計画及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画等との調和を図るとともに、協議会等において、農林漁業者等を交えながら当該活動の実施方法等に関する協議や調整を行うことで、地域の農林漁業に配慮しつつ、生物多様性の保全を推進することが期待できます。